

社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会 指定居宅介護事業重要事項説明書  
(揖斐川町社協居宅介護事業所)

1. 事業の目的及び運営の方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律の趣旨に従って、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を効果的に行う。

2. 揖斐川町社協居宅介護事業所の概要

(1) 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 揖斐川町社会福祉協議会
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼265番地43
電話番号	0585-56-3700
代表者の氏名	富田 和弘
設立年月日	平成17年4月1日

(2) 事業所の概要

指定番号	2112600024
種類	指定居宅介護、重度訪問介護、同行援護
目的	利用者が自宅において日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律に基づく居宅介護を適切に提供する。
名称	揖斐川町社協居宅介護事業所
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼265番地43
電話番号	0585-56-3700
事業所長(管理者)	長柄 多寿子
開設年月日	平成16年2月1日
事業の実施地域	揖斐川町全域
営業日	月曜日～金曜日(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び、1月2日、1月3日、12月29日から12月31日までは、利用者から要請があった場合は随時対応可能な体制とする。)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで (利用者から要請のあった場合は随時対応可能な体制とする。)

(3) 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	合計
管理者	有	1		管理業務	1
サービス提供責任者	有	1	0	利用調整、技術指導、居宅サービス計画の作成等	1
居宅介護従事者 (ホームヘルパー)	有	2	9	居宅介護業務	11

3. 利用料金

(1) 利用料

事業者が自立支援給付費からの代理受領する場合は、利用者は原則として基本料金(料金表)の1割を負担していただきます。(料金表は別表のとおり)

ア 料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

イ 早朝（午前6時から午前8時まで）・夜間（午後6時から午後10時まで）は25%が加算された料金となります。

ウ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金になります。

エ 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用（月額150円）をお支払いいただきます。

1か月あたりの「定率負担」については負担月額が設定されています。収入や資産が一定以下の場合には、特別対策の軽減措置が適用されます。

	所得区分	負担上限月額	利用者負担 上限月額
非課税世帯	低所得1	無料	無料
	低所得2	無料	無料
課税世帯	一般（町民税の所得割10万円未満）	37,200円	9,300円 （障がい者） 4,600円 （障がい児）

## (2) 交通費

ア 前記2の(2)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、交通費として下記の料金を頂きます。

通常の事業実施地域を越えた地点から片道おおむね10km未満	500円
通常の事業実施地域を越えた地点から片道おおむね10km以上	1,000円

イ「通院介助」において、ホームヘルパーに公共交通機関などの交通費、入場料及び利用料等が必要な場合は、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

## 4. キャンセル料

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに当居宅介護事業所までご連絡ください。

(2) 利用者の都合でサービスの利用を中止にする場合は、できるだけサービス利用の前日の午後5時15分までにご連絡ください。当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることになります。

（ただし、利用者の容態の急変など、緊急でやむを得ない事情があると管理者が判断した場合は、キャンセル料は不要です。）

(3) 当日のキャンセル料は、居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた時間で算出します。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

ア 訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

イ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

ア サービスは、「居宅サービス計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況、事情及び意向等について十分に配慮します。

イ サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気及び電話を含む）は無償で使用させていただきます。

(3) サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅サービス計画に予定されていたサービスの実施ができない場

合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」、「支給量」及び「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただきます場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

ア 医療行為

イ 利用者又は家族等の金銭、預貯金通帳、証書及び書類等の預かり

ウ 利用者又はその家族等からの金銭又は物品及び飲食の授受

エ ご契約者の家族等に対するサービスの提供

オ 飲酒、喫煙及び飲食（通院介助等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）

カ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。）

キ その他利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(6) 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

6. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者による内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅サービス計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日から5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

事業所では、揖斐川町社会福祉協議会個人情報保護規程及び関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な写の交付などの諸費用は、利用者の負担となります。）

7. サービス内容に関する苦情窓口

(1) 事業所利用者の相談、苦情担当窓口

事業所の居宅介護に関する利用者のご相談、苦情を賜ります。

電 話 番 号	(0585) 56-3700 FAX (0585) 56-0078
担当(サービス提供責任者)	窪田 たま子
苦情解決責任者(事務局長)	廣瀬 喜彦

(2) その他

揖斐川町役場 住民福祉部福祉課	所 在 地	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133
	電話番号 (FAX)	0585-22-2111 (0585-22-4496)
	受 付 時 間	午前8:30～午後5:15
岐阜県社会福祉協議会内 岐阜県運営適正化委員会	所 在 地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	電話番号 (FAX)	058-278-5136 (058-278-5137)
	受 付 時 間	午前8:30～午後5:15

<第三者委員>

名 前	連 絡 先
栗山 知	栗山知法律事務所 岐阜市司町神田町1-1-5 岐阜神田町ビル3F A 058-215-1240
高橋 宏之	揖斐郡揖斐川町上南方107-1 0585-22-4337

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、消防署、家族等へ連絡を致します。

主 治 医	主 治 医 氏 名	
	連 絡 先	
御 家 族 等	氏 名	
	連 絡 先	
	氏 名	
	連 絡 先	

(令和元年5月1日改正)

令和 年 月 日

居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項説明書に基づいて説明をしました。

事業者 所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼265番地43  
名称 社会福祉法人 揖斐川町社会福祉協議会  
説明者 揖斐川町社協居宅介護事業所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び重要事項説明書により、事業者から居宅介護サービスについての説明を受けました。

利用者 住所 岐阜県揖斐郡揖斐川町  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 利用者との続柄 ( )  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 同意書

社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会  
会長 富田和弘様

私及び私の家族は、社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会指定居宅介護事業契約書第8条第3項の規定により、下記事項について、私及び私の家族の個人情報が必要最小限の範囲において用いることに同意します。

<提供する個人情報>

- ①アセスメント票 ②居宅サービス計画書 ③介護給付請求のための事務
- ④社会福祉協議会の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- ⑤他の医療機関・介護機関との連携 ⑥行政機関等、法令に基づく照会・確認 ⑦賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談 ⑧その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力、職員研修等）

令和 年 月 日

【利用者】 住所 岐阜県揖斐郡揖斐川町  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

【代理人】 (利用者との続柄 )  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

【家族代表】 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

(別表)

○居宅介護 (単位:円)

	区 分	報酬額
身 体 介 護 (通院介助身体介護を伴う場合 も同額)	(1) 30分未満	2,480
	(2) 30分以上1時間未満	3,920
	(3) 1時間以上1時間30分未満	5,700
	(4) 1時間30分以上2時間未満	6,510
	(5) 2時間以上2時間30分未満	7,320
	(6) 2時間30分以上3時間未満 3時間以上 30分を増すごとに	8,130 +810
家 事 援 助	(1) 30分未満	1,020
	(2) 30分以上45分未満	1,480
	(3) 45分以上1時間未満	1,910
	(4) 1時間分以上1時間15分未満	2,310
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満	2,670
	(6) 1時間30分以上 15分を増すごとに	+340
通 院 介 助 (身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満	1,020
	(2) 30分以上1時間未満	1,910
	(3) 1時間以上1時間30分未満	2,670
	(4) 1時間30分以上 30分を増すごとに	+680
初 回 加 算	2,000円/月 ※初回訪問月に算定	
緊 急 時 対 応 加 算	1,000円/回 ※月2回を限度	

○重度訪問介護 (単位:円)

重 度 訪 問 介 護	(1) 1時間未満	1,840
	(2) 1時間以上1時間30分未満	2,740
	(3) 1時間30分以上2時間未満	3,650
	(4) 2時間以上2時間30分未満	4,560
	(5) 2時間30分以上3時間未満	5,480
初 回 加 算	2,000円/月 ※初回訪問月に算定	
緊 急 時 対 応 加 算	1,000円/回 ※月2回を限度	

○同行援護 (単位:円)

	区 分	報酬額
身体介護を伴う場合	(1) 30分未満	2,570
	(2) 30分以上1時間未満	4,060
	(3) 1時間以上1時間30分未満	5,910
	(4) 1時間30分以上2時間未満	6,740
	(5) 2時間以上2時間30分未満	7,580
	(6) 2時間30分以上3時間未満	8,420
	(7) 3時間以上 30分を増すごとに	+830
身体介護を伴わない場合	(1) 30分未満	1,050
	(2) 30分以上1時間未満	2,000
	(3) 1時間以上1時間30分未満	2,790
	(4) 1時間30分以上 30分を増すごとに	+700
初 回 加 算	2,000円/月※初回訪問月に算定	
利用者負担上限額管理加算	1,500円/月	

\*平成31年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合は「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の報酬を算定できる。